

2 附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

3 第一項の規定により財務大臣の承認を受けようとする場合の申請の手續その他同項の承認に關し必要な事項は、政令で定める。

(適用法人に対する法律の適用の特例)

第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人(以下「適用法人」という。)(の役員(非常勤の者を除く。))は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役員とみなす。

2 適用法人の業務は、第四章の規定の適用については、郵政会社等の業務とみなす。

3 適用法人は、第六章(附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第二十条の九 日本郵政共済組合は、掛金又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛金又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金又は負担金の額は、その納付のあつた掛金又は負担金の額を控除した金額による。

6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7 督促状に指定した期限までに掛金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

8 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(滞納処分)

第二十条の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対して、その処分を請求することができる。

2 日本郵政共済組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、日本郵政共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

(先取特権の順位)

第二十条の十一 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第二十条の十二 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(政令への委任)

第二十条の十三 附則第二十条の三から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第六十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中、「又は日本郵政公社」という。の下に、「又は新法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等(第五十四条第一項において「郵政会社等」という。))を加える。

第二十九条第一項及び第五十四条第一項中、「国等」の下に、「又は郵政会社等」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第六十八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の二第一項中、「郵便局その他の」を削る。

(特許法の一部改正)

第六十九条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中、「基く」を「基づく」に、「郵便により」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)以下この条において「信書便法」という。)(第二十六条第一項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供するものにより、「郵便局」を「郵便事業株式会社(以下「信書便」という。)(の役員であつて経済産業省令で定めるものにより、「郵便局」を「郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和十四年法律第二百二十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。))」に、「その郵便物の通信日付印により表示された日時が」を「その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)(の通信日付印により表示された日時が」に、「その郵便物の通信日付印により表示された日時のうち」を「その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち」に改める。

第九十二条第二項中、「民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する」を削る。

(国民年金法の一部改正)

第七十条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八十八条中、「郵便局その他の」を削る。

第二百二十八条第五項中、「日本郵政公社」を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第七十一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号中、「第六十三号」を「第四十八号第一項」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第七十二条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第四項中、「郵便物運搬用自動車」を削る。

(災害対策基本法の一部改正)

第七十三条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中、「日本郵政公社」を削る。